

## 第15回

# トラック輸送における取引環境・労働時間改善 栃木県地方協議会

## 栃木労働局の取組について

栃木労働局労働基準部監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 荷主特別対策チーム

令和4年12月発足

道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進めることが必要。

しかしながら・・・

長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難。



栃木労働局において、トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行うことを目的とした「**荷主特別対策チーム**」を発足させた。

# 荷主特別対策チーム

## 荷主特別対策チームの概要

### ➤ **トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成**

荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成。

### ➤ **労働基準監督署が発着荷主等に対して要請**

労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請。

### ➤ **労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけ**

労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等をアドバイス。

### ➤ **長時間の荷待ちに関する情報を収集**

厚生労働省ホームページに「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行う。

# 荷主特別対策チーム

## 令和5年10月より国交省との連携強化

### ➤ 発着荷主等の情報を国土交通省に提供

トラックGメンによる働きかけ等の対象選定に活用されるよう、厚生労働省ホームページ「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた発着荷主等の情報や労働基準監督署が監督指導時に把握した情報に加え、労働基準監督署が要請を実施した発着荷主等の情報を、広く国土交通省に提供。

### ➤ 「荷主特別対策担当官」がトラックGメンによる「働きかけ」等に参加

トラックGメンが、長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる発着荷主等に対して実施する働きかけ等に、荷主特別対策担当官も参加。

### ➤ 発着荷主等への要請の際、「標準的な運賃」も周知

労働基準監督署が発着荷主等に対する要請の際、標準的な運賃(※)も併せて周知。

※トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したもの。

# 荷主特別対策チーム

## 令和5年度の取組実績（1月末現在）

取組内容	回数
労働基準監督署による、発着荷主等に対する周知、要請 （うち「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」の情報に基づいて実施したもの）	239 (12)
労働局による発着荷主等への荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介、アドバイス	13
時間外労働の上限規制、改善基準告示等の説明会	22

# 荷主特別対策チーム

## 発着荷主等への個別訪問事例

	業種	発着元請	取組内容・要請内容等
1	非鉄金属精錬・圧延業	発着荷主	重量物のクレーンまたはフォークリフトの積み込みで荷待ちが30分ほど発生していたが、関係運送業者3社と話し合いを定期的実施した結果、積み込み予定時間を管理することで荷待ちはほとんど解消された。
2	自動車・同付属品製造業	発着荷主	物流2024年問題に向けて、運送関係300社をヒヤリングし、拘束時間や荷待ち時間について、実態把握とシュミレーションを続け問題点を洗い出してきた。そのうえで敷地内の各工場建屋ごとに荷受け場があったものを、一括PLCを行える仕組みとした。このことにより各建屋を回る必要がなくなり一括搬入が可能となった。24時間体制で一括搬入を受けており、構内各建屋への運搬は別会社で行うことにより、荷下ろし時間が大幅に削減された。 その他、発着荷いずれにおいても1運行拘束時間13時間内となるよう話し合いを継続して改善を図っている。
3	セメント・同製品製造業	発着荷主	数年前までは、荷待ちは多々発生していたが、今は計画的生産をラインごと徹底することで発着主としての荷待ちは発生していない。 着荷主としてのトレーラーからの荷下ろしについては大型天井クレーンによる作業のため周辺での別作業が困難となるため待機車両が発生していたため、まずは構内滞留時間の見える化を進め、そのうえでデータによる「問題の見える化」「運送会社との共有化」「定期的な検討の場」を継続することをアドバイスした。
4	一般貨物自動車運送業・倉庫業	元請	流通センター内のバースの順番待ちが起きないように各運送会社ごとの専用バースを決めている。ドラッグストア商品に関してはばら積みではなく店舗ごとの6輪カートで運送するようにしており、また、荷役はドライバーではなく専門の荷役スタッフが行うことにより時間効率を上げるようにしている。
5	セメント・同製品製造業	発着荷主	様々な要因から荷待ち時間が平均2時間となっていたが、まずは入場管理・トラック入退時予約システム、置き場管理システム等の導入を進めるよう要請した。また、製造効率と梱包効率のアンマッチについても指摘し、改善をアドバイスした。
6	プラスチック製品製造業	発着荷主	コロナ禍影響で人員が縮小したところへ、コロナ明け一気に発注が増加してラインの人員不足となり荷待ちを発生させていた。日々の業務に手一杯で、改善策を先延ばしにしている状態であった。生産計画・輸送計画を具体的時間コストを製品別・路線別に洗い出しを提案したところ、半年の取り組み期間の後、荷待ち時間が30分短縮された。



# 経済団体への要請

## 県内主要経済四団体へ栃木運輸支局・栃木県トラック協会と連名で要請書を提出

トラック運転者の負担を軽減し、健康に働けるよう、長時間の荷待ちの改善などについて、荷主の協力を要請しました。

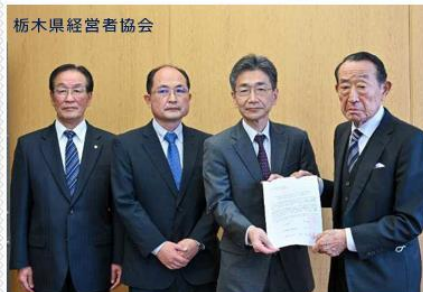
令和5年3月23日

- ・ 栃木県経営者協会
- ・ 栃木県商工会議所連合会
- ・ 栃木県中小企業団体中央会

令和5年3月28日

- ・ 栃木県商工会連合会

自動車運転者の長時間労働の改善へ協力を求め要請を実施しました  
～ 県内主要経済四団体へ運輸支局・トラック協会と連名で要請書を提出 ～

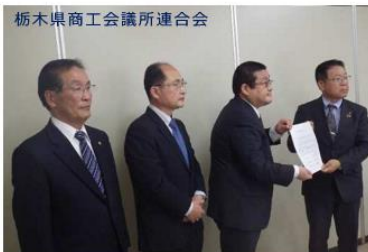


栃木県経営者協会

トラック運送業界は、国民生活や経済を守るためのライフラインとして国内物流の中心的な役割を果たしていますが、長時間労働をはじめとする労働条件・待遇面に起因するトラック運転者不足、燃料価格高騰によるコスト増など業界全体を取り巻く問題に直面しています。

令和6年4月から長時間労働の実態が多いトラック運転者への時間外労働の上限規制及び拘束時間等を定めた改正改善基準告示が適用されます。これを機にトラック運転者の労働時間の見直し

が求められますが、長時間労働の要因の中には、長時間の恒常的な荷待ちなど取引慣行など個々の事業者の努力だけでは見直すことが困難なものがあります。トラック運転者の負担を軽減し健康に働けるよう、長時間の荷待ちの改善などについて、荷主の協力を令和5年3月23日に栃木県経営者協会、栃木県商工会議所連合会、栃木県中小企業団体中央会に、同年3月28日に栃木県商工会連合会に対し実施しました。



栃木県商工会議所連合会



栃木県中小企業団体中央会



栃木県商工会連合会

関係資料はこちら

[https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudoukijun\\_keiyaku.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku.html)



# 過労死等防止啓発月間における取組

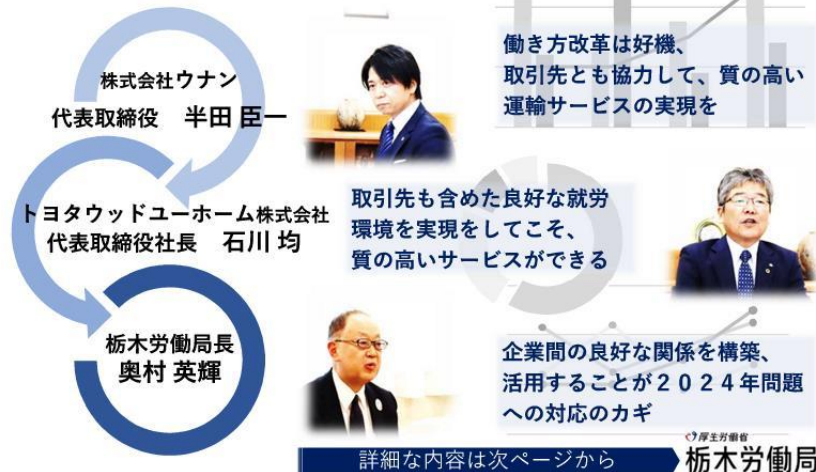
## 令和5年度 栃木労働局 ベストプラクティス企業訪問



## 2024年問題と どう向き合うか

2024年4月から、自動車運転者や建設業に対して時間外労働の上限規制の適用が始まります。

過労死等防止啓発月間である11月に、労働時間の見直しも含め、「2024年問題」として社会の関心を集めるこの課題に、積極的に取り組む企業を栃木労働局長が訪問し、意見交換を行いました。



## 令和5年度 栃木労働局 ベストプラクティス企業訪問

各社の取組について紹介いただきました

### 株式会社ウナン

#### 道路貨物 運送業

「ホワイト物流」推進運動に賛同、提案型の物流サービスを提供し、取引先等と協力して物流の改善を図っている。

- 以前から労働環境改善や時間外労働短縮が必要だと考えていました。2019年に働き方改革関連法の施行が始まり、国が方針を示したことから、これを好機だと思い社内改革を始めました。
- 労働時間を長くしないためには、どうしても「車を止める（走る量を減らす）」という決断が必要です。そしてこれによって給料を減らさないことも必要です。一時的に営業利益はダウンしたのですが、当社では手当を増やすことで給料を維持しました。
- このため、取引先との協力は必要です。取引先としっかり協議を行い、値上交渉にも協力してもらいました。トヨタウッドユーホームさんからは、なんでもっと早く相談に来ないのか、と言われたくらいです。
- 業界全体で人材不足が生じていますが、労働環境を改善することで、人材不足にも対応できます。



### トヨタウッドユーホーム株式会社

#### 建築 工事業

栃木県を中心に戸建住宅等の建築・販売を行う。ウナンの取引先として良好な取引環境を築き、自らも建設業者として労働環境改善に取り組む。

- 労働環境の改善は自社だけで完結するものではありません。取引先も含めて、これを行っていくことで、全体として質の高いサービスが提供できるようになり、自社の利益にもつながると考えています。
- 当社は建物の構造躯体を工場でパネル化して現場に運んでいますが、取引先であるウナンさんのスタッフに工場に常駐していただき、現場への配送を採配していただくことで、効率的な配送ができるようになっています。ウナンさんとは、定期的に意見交換を行っており、今後も協力して仕事の改善を考えていきたいと思っています。
- 当社は建設業者として、自らが時間外労働の削減を考えていく必要がある立場でもあります。労働時間の削減、仕事の量や時間の平準化のため、クラウドを活用した施工管理や、作業の内製化により現場施工時間の短縮等を行っています。



厚生労働省

栃木労働局



# 過労死等防止啓発月間における取組

## 令和5年度 栃木労働局 ベストプラクティス企業訪問

### 各社の取組について意見交換を行いました



ウナンさんでは労働時間の削減の取組みの効果をどのくらい得られたのでしょうか。

かつては時間外労働が月に100時間くらいありましたが、取組を始めて1か月ほどで月60時間くらい、3か月ほどで月45時間くらいになりました。一度こうした働き方に慣れてしまえば、以後はそれを超えることはあまりなく、現在は45時間以内に収まっています。



人材の確保や定着という観点からも、働き方の見直しは効果があると感じますか。

運送業界には、労働時間が長く賃金が低いというイメージがあります。これではこの業界で働きたいと思う人は増えない。当社ではドライブレコーダーやデジタルタコグラフでの管理を徹底し、配車計画や運賃計算をきちんと行っていますが、こうした管理に基づき、労働時間などの労働環境を良くすることが人材確保には重要で、ひいてはこれが物流を守ることもつながります。



荷主や取引先と道路貨物運送業者の関係で重要なポイントは何だと思えますか。

労働時間の短縮や賃上げの問題なども含めて、荷主や取引先の方と交渉していくことが重要です。これが物流サービスを維持するために必要なことであると訴え、理解を得るようにしています。



トヨタウッドユーホームさんのように個人住宅が配送先だと、配送先の場所や規模が様々になるとは思いますが、計画的な運行は難しいのでしょうか。

事前に発注情報をいただくことで、適切な運行計画を立てることができます。こちらも配送場所に応じた車両を用意するなどの工夫もできます。トヨタウッドユーホームさんとはこうした連携ができる関係を築けており、荷降ろしの時間も短くてできています。



栃木労働局

## 令和5年度 栃木労働局 ベストプラクティス企業訪問

### 各社の取組について意見交換を行いました



トヨタウッドユーホームさんが作業の見直しの工夫をされた契機は何でしょうか。

以前は、木造軸組の在来工法が主でしたが、課題として工期や品質が異なることで現場への負荷が大きいことがありました。そこで約40年前にツーバイフォー工法に切り替えるとともに、構造躯体部を工場パネル化したり、そのパネルに現場作業の一部を取り込んだりすることで、物流効率や現場の施工効率に寄与することができました。昨今ではクラウドによる施工管理も効果的であり、無駄な移動時間をなくすなど、施工管理のコストを削減できました。



建設業界においては請負構造が基本だと思いますが、これによって苦労する面はないのでしょうか。

請負業者の方とのコミュニケーションが重要です。当社は戸建住宅を扱っている関係もあり、一棟に対し複数の請負業者の方と仕事することから、コミュニケーションロスがないよう細心の注意を払っています。



ウナンさんのスタッフを工場に常駐させていることによる効果は実感しますか。

日々打ち合わせをし、年間のスケジュールなども把握いただくことで効率的な仕事ができます。現場への配送だけでなく、配送の効率を上げるためにどうすればいいのか、安全な運送ができるのかなど、双方で話し合いながら一体となって業務を改善することができていると感じています。



### <意見交換を終えて>

時間外労働の削減のためには、取引先等企業間での連携が重要であることを改めて実感しました。

また両社の「労働環境を良くすることが人材確保や、物流サービスの確保に必要」「取引先も含めて、労働環境の改善を行っていくことが重要」という姿勢は、ぜひ他社においても参考にさせていただきたいと思います。



栃木労働局

# 発着荷主等に対する情報提供



<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck/shipper>



インターネットサイトを活用した発着荷主等への情報提供

- ・ドラマ仕立ての動画
- ・業種ごとの好事例集
- ・ガイドライン

etc.

※資料は各労働基準監督署でも配布





荷主・元請運送事業者の皆さまへ

# STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、  
**自動車運転者の長時間労働の要因**となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも  
**長時間の荷待ちの改善**に向けて  
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、  
ぜひ**前向きに検討**をお願いします。

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

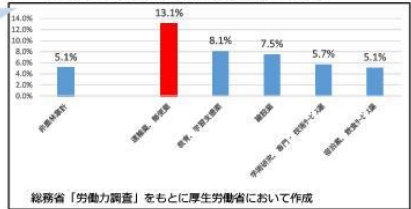
## 道路貨物運送業の実態

**▲ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多**

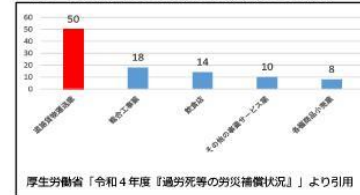
道路貨物運送業は、  
他の業種に比べて  
長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合\* (上位業種)

\* 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数 (上位業種)



厚生労働省「令和4年度『過労死等の労災補償状況』」より引用

過労死等の労災支給決定件数も  
最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示\*が定められており  
道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

\*自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）  
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には  
昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは  
見直しが困難なものもあります

## 社会インフラである「物流」の現状

**▲ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難**



国民生活や経済活動に不可欠な  
社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の  
発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における  
違反原因行為の割合 (R5.7.31時点)



国土交通省は  
違反原因行為\*が疑われる荷主に  
「働きかけ」等を行っています

\* 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で  
荷主都合による長時間の荷待ちが  
約半数を占めています

## 発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

### 1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。**

#### 取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」  
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人全日本トラック協会(2019/08))

### 2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、**トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。**  
また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できないような発注を行うことはやめましょう。**



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

### 3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。**  
労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。**



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

## トラック輸送の「標準的な運賃」に、ご理解・ご協力をお願いいたします

「標準的な運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して**持続的に事業を行ううえで参考となる運賃**を国が示したものです。



持続可能な物流を実現するため、荷主の皆様、「標準的な運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。



国土交通省「トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました」

## 「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取るだけなので関係ないですね。

荷物の受け取り先



大きい会社のことかな。うちは小さいから関係ないはずね。

中小企業



いえいえ。

**荷主**というのは、荷物の出し手である**発荷主**だけではなく、荷物の受け取り手である**着荷主**も該当します。また、**会社の規模**など関係ありません。皆さんの行動も、トラックドライバーの方の長時間労働の削減のためにとっても大切です。

## お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

(2023.9)



トラック運送  
事業者の  
みなさまへ



発着荷主の  
みなさまへ

# トラック運転者の長時間労働改善 特別相談センター

トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、労務管理上の改善、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善等を図るためのご相談を無料でお受けします。

2024年問題  
とはなに？  
どのような  
対応が必要？



荷主の立場で  
できる改善は？



ドライバーの  
運転時間に  
限度があったの？



こんな困りごとなど、  
ご相談ください！

荷待ち時間の削減を、  
どう進めればいいのか？

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

ご相談は専用 Web サイトの問合せフォームかフリーダイヤルから  
ご利用時間：9：00～17：00、休日：土日祝、12/29～1/3

東日本 0120-763-420・西日本 0120-625-109



相談  
無料

厚生労働省 令和5年度 自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

お問合せ先 受託者：株式会社富士通総研 東京都大田区新蒲田1丁目17-25 MAIL frl-a-external@ml.jp.fujitsu.com



ご相談方法は……



ご相談方法①



ポータルサイト  
相談専用ページから

役立つサポート情報も！

ご相談方法②



フリーダイヤル  
東日本 0120-763-420  
通話料無料！  
西日本 0120-625-109

※ご利用時間：9～17時（12～13時は休憩）  
休日：土日祝、12/29～1/3

もっと詳しく相談したい！

オンライン  
相談

オンラインによる  
ご相談

詳しいご相談を職場から  
お気軽に！



コンサルタントの  
訪問

労務管理・物流改善の  
専門家がお伺いします！

トラック運転者の長時間労働の改善に向けた情報は下記専用ポータルサイトへ  
自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

※トラック運転者特設ページをご覧ください



ポータルサイトでは、こんな  
情報を掲載しています

NEW 「改善ハンドブック」  
「トラック運転者の改善事例」

時間外労働の上限規制や、改正改善基準告示のポイントを学ぶためのハンドブックと長時間労働改善のための取組事例

「簡単自己診断」

同業種・解決施策・メリットを確認できる荷主の皆さまとトラック運送事業者の皆さまに向けた自己診断ツール

「情報いろいろ宝箱」

トラック運転者の長時間労働を是正するための動画教材や、取組事例、ガイドラインなど様々なツール集

「トラック運転者の仕事を知ってみよう」

統計、動画、写真や生の声などさまざまな角度から、トラック運転者の仕事について取りまとめた資料集

トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck>

トラックポータル

